

総合的病害虫・雑草管理(I P M)の推進(新規・拡充)

114(1)百万円

対策のポイント

環境に配慮した病害虫管理体制を構築するためI P Mの全国的な普及・定着を図ります。

(I P Mとは)

環境に配慮した農業生産を実現するための3つの原則、
病害虫・雑草が発生しにくい環境をつくります。
防除するか、しないか適切に判断します。
物理的防除や天敵農薬など多様な方法から適切な方法を選びます。

政策目標

- ・ 農業者がI P Mに取り組みやすくなるよう、I P M要素技術に関する実施基準作りや情報提供などを行います。
- ・ I P Mの取組を点検できるチェックシート(I P M実践指標)を活用し、I P Mの実践を広げます。

<内容>

1. I P Mの評価基準の策定

化学農薬の天敵への影響などのI P M要素技術の評価基準、I P Mを効果的かつ安全に実施するための実施基準を策定するとともに、これらの基準を踏まえたI P M要素技術に関する情報提供を行ないます。

2. I P Mの普及・推進

農業者自らがI P Mの取組度を確認できるチェックシート(I P M実践指標)の作成を促進するとともに、I P M実践モデル地域を育成し、I P Mの効果を検証することによりI P Mの普及を推進します。また、天敵・フェロモンを利用した防除体系など、環境負荷を低減する防除技術を確立・導入します。

<事業実施主体>

(1) 民間団体等 (2) 都道府県、農業者団体

<交付率>

(1) (2) 定額(1/2以内)

<事業実施期間>

平成19年度～21年度

<平成19年度概算決定額>

食の安全・安心確保交付金(病害虫の防除の推進)(継続)

2,513(2,702)百万円の内数

I P M技術評価基準策定・情報提供事業

112(0)百万円

総合的病害虫・雑草管理(I P M)推進事務費

2(1)百万円

【担当課：消費・安全局 植物防疫課 (03)3502-3383(直通)】